

令和7年4月

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【 算定条件 】

- 1 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 2 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
- 4 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 5 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【 2024年度算定状況(2024年4月1日～2025年3月31日) 】

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	5	0	0	12

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	3	3	6	3	3	2	5	6	7	3	2	45
日数	10	15	15	25	13	12	7	23	24	35	12	8	199

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	16

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\* イ+ロ+ハ+ニ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	3	4	6	3	3	2	5	6	8	4	3	49
日数	10	15	22	25	13	12	7	23	24	40	20	16	227